

○山梨県警察における旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令

平成7年3月31日

本部訓令第6号

改正 平成16年3月本部訓令第6号

平成25年4月本部訓令第7号

平成25年9月本部訓令第16号

令和6年3月本部訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察における旅行命令等の権限の再委任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令等の再委任)

第2条 警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）第4条第2項の規定に基づき、山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）が内閣総理大臣より委任を受けた国庫支弁に係る旅行命令等の権限のうち別表中旅行者の欄に掲げる職員に係る権限を、同表中旅行命令権者の欄に掲げる職にある者に再委任するものとする。

(警察本部長の職務の代理)

第3条 本部長は、事故のため府令第4条第1項の規定により委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、警務部長にその職務を代理させるものとする。

(課長等の職務の代理)

第4条 別表中旅行命令権者の欄に掲げる職にある者が、事故のため再委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、府令第4条第4項の規定により、同表中旅行命令権者の代理者の欄に掲げる職にある者にその職務を代理させるものとする。

2 前項の規定により、代理者を命じたときは、その官職、氏名等を別記様式により山梨県警察本部長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則（平成25年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月26日本部訓令第16号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

所属	旅行者	旅行命令権者	旅行命令権者の代理者
警察本部の課 （生活安全部保安課、刑事部鑑識課及び交通部運転免許課を除く。）	課長を除く課員のうち警視（同相当職）の階級にある職員及び次席	課長	次席
	課長を除く課員のうち上記以外の職員	次席	課長
生活安全部保安課	所属職員のうち課長、警視（同相当職）の階級にある職員及び次席	課長	次席
	上記以外の職員	次席	課長
刑事部機動捜査隊	副隊長	隊長	副隊長
	隊長を除く隊員のうち上記以外の職員	副隊長	隊長
刑事部鑑識課	所属職員のうち課長及び次席	課長	次席
	上記以外の職員	次席	課長
刑事部科学捜査研究所	所属職員のうち所長、警視（同相当職）の階級にある職員及び副所長	所長	副所長
	上記以外の職員	副所長	所長
交通部運転免許課	所属職員のうち課長、警視（同相当職）の階級にある職員及び次席	課長	次席

	上記以外の職員	次席	課長
交通部交通機動隊	所属職員のうち隊長及び副隊長	隊長	副隊長
	上記以外の職員	副隊長	隊長
交通部高速道路交 通警察隊	所属職員のうち隊長及び副隊長	隊長	副隊長
	上記以外の職員	副隊長	隊長
警備部機動隊	所属職員のうち隊長及び副隊長	隊長	副隊長
	上記以外の職員	副隊長	隊長
警察学校	所属職員のうち校長及び副校長	校長	副校長
	上記以外の職員及び学生	副校長	校長
警察署	所属職員のうち署長、警視（同相当職）の階級にある職員及び次長	署長	副署長又は次長
	上記以外の職員	副署長又は次長	署長

様式略